

青森県報

第八百十九号

令和六年
九月二十七日
(金曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康医療福祉政策課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

告

示

- 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……六
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……六
- 道路の供用の開始……………(同) ……六

青森県告示第五百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日
ゆみデンタルクリニック	南津軽郡大鰐町大字蔵館字村岡一二五の一	令和六・九・一

青森県告示第五百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分		事業所		変更 年月日
変更前	変更後	名 称	所在地	
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の三	訪問看護ステーションひなた	弘前市大字青山二丁目一の二	令和四・二・一

青森県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	廃止 年月日
はなデンタルクリニック	黒石市ちとせ二丁目一四七	令和六・七・二

青森県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定 年月日
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称 所在地	
有限会社きらめデイカル	弘前市大字取七上二丁目一の七	居宅療養管理指導	緑の森薬局取川	令和六・八・一
有限会社きらめデイカル	弘前市大字取七上二丁目一の七	居宅療養管理指導	緑の森薬局松島	六・九・一

青森県告示第五百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日	
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称		所在地
有限会社きらめデイカル	弘前市大字取七上二丁目一の七	介護予防居宅療養管理指導	緑の森薬局取川	弘前市大字取七上二丁目一の七	令和六・八・一
有限会社きらめデイカル	弘前市大字取七上二丁目一の七	介護予防居宅療養管理指導	緑の森薬局石川	弘前市大字取七上二丁目一の七	〃

変更前	変更後
日本健康 開発株式 会社	一宮 弘前市 三丁目 一七の 一三
訪問看護 センター 訪問看護 ステーション な	訪問看護 センター 訪問看護 ステーション な
弘前市大字 青山二丁目 一の二	弘前市大字 宮川三丁目 一七の 一三
令和 四・二・一	

青森県告示第五百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
ゆみデンタルクリニック	南津軽郡大鰐町大字蔵館字村岡一二五の一	令和 六・九・一

青森県告示第五百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
有限会社きららメディカル	弘前市大字取上二丁目一の七	緑の森薬局取上	弘前市大字取上二丁目一の七
有限会社きららメディカル	弘前市大字取上二丁目一の七	緑の森薬局石川	弘前市大字石川春住内九七の五
有限会社きららメディカル	弘前市大字取上二丁目一の七	緑の森薬局松島	五所川原市松島町二丁目八九の一
			令和 六・八・一

青森県告示第五百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護予防事業者		介護予防事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
			指 定 日

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 ケアパ ートナ ー株	東京都港区 一六の二 丁目	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
東京都品川 区南大井六 丁目二〇の 一四	通所介護	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
前トナー弘	所在地	変 更 年 月 日	
弘前市大字 向外瀬三丁 目二の四	令和 元・七・一		

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第五百二十号

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
有限会社 きらめ ディカ ル	弘前市大 字取上 二丁目 一の七	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
有限会社 きらめ ディカ ル	弘前市大 字取上 二丁目 一の七	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
有限会社 きらめ ディカ ル	弘前市大 字取上 二丁目 一の七	所在地	変 更 年 月 日
有限会社 きらめ ディカ ル	弘前市大 字取上 二丁目 一の七	令和 六・八・一	

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
日本健康 開発株式 会社	弘前市大 字取上 三丁目 一七の 一三	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
訪問看護 センター なた	訪問看護 センター なた	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
弘前市大 字取上 三丁目 一七の 一三	所在地	変 更 年 月 日	
令和 四・二・一			

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第五百二十一号

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
ケアパ ートナ ー株 式会社	東京都品川 区南大井六 丁目二〇の 一四	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
通所介護	通所介護	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
前トナー弘	所在地	変 更 年 月 日	
弘前市大 字向外瀬三 丁目二の四	令和 六・六・四		

青森県告示第五百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
介護予防事業者		介護予防事業の種類		

図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間			変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	蒔田五所川原線	五所川原市金木町沢部四一四の一から五所川原市金木町浮洲四三二まで			前	一四・二〇メートルから一九・八〇メートルまで	三四〇・〇〇メートル	
			前	六・六〇メートルから二三・一〇メートルまで	三三五・〇〇メートル				
			後	八・七〇メートルから二二・九〇メートルまで	三四〇・〇〇メートル				

青森県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年十月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

変更前	変更後
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一三
訪問介護	訪問看護ステーションひなた
弘前市大字青山二丁目一の二	弘前市大字宮川三丁目一七の一三
令和四・二・一	

青森県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年十月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和六年九月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道 薊田五所川 原線	五所川原市金木町沢部四一四の一から 五所川原市金木町浮洲四三二まで	令和 六・九・二七
-------------------	--------------------------------------	--------------

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十銭